○文部科学省告示第十八号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定により、次の通信教育を平成二十三年十二月二十六日付けで認定した。

平成二十四年一月三十日

文部科学大臣　平野　博文

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地
庭師入門講座	広く一般の人を対象に、様々な庭のデザイン、庭木や下草の種類や特徴、剪定・刈り込み技法など幅広い知識と技術の基本から応用までを体系的に学習し、庭師として活躍するために必要な知識と技術を授け、社会生活にその知識と技術を活かす。	平成二十三年十二月二十六日	公益財団法人国際文化カレッジ	品川　惠保	東京都新宿区高田馬場四丁目一番九号
美術品鑑賞・鑑定入門講座	広く一般の人を対象に、日本画、浮世絵、西洋絵画、日本の洋画、書、水墨画、陶磁器について代表的な作者・作品例などを学習し、関わる美術品鑑賞や鑑定の基礎的事項を体系的に授け、美術に関わる創作活動にも活かす。				

○厚生労働省告示第三十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である日本環境株式会社について、平成二十三年十月三日をもってその主たる事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年一月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

変更後の事務所の所在地	変更前の事務所の所在地
神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目一番十三号	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央三丁目十二番三十一号

○農林水産省告示第二百二十六号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項の規定に基づき、平成二十三年二月一日農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表株式会社日本政策金融公庫の項中

平成二十三年七月一日から平成二十三年九月三十日まで	年一分五厘六毛
平成二十三年十月一日から平成二十三年十二月三十一日まで	年一分五厘六毛
平成二十四年一月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一分四厘一毛

を

平成二十三年七月一日から平成二十三年九月三十日まで	年一分五厘六毛
平成二十三年十月一日から平成二十三年十二月三十一日まで	年一分五厘六毛
平成二十四年一月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一分四厘一毛

に

改め、同表沖縄振興開発金融公庫の項中

平成二十三年七月一日から平成二十三年九月三十日まで	年一分一厘八毛
平成二十三年七月一日から平成二十三年九月三十日まで	年一分一厘八毛
平成二十三年十月一日から平成二十三年十二月三十一日まで	年一分三毛
平成二十四年一月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年九厘

を

に

改める。

○農林水産省告示第二百二十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関を登録したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録年月日及び登録番号

平成二十四年一月十八日　第二十九号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

オーガニックサーティファイヤーズ　アメリカ合衆国　カリフォルニア州　ベンツラ　カシタスパスロード六五〇〇

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、コロンビア、チリ、ブラジル、エクアドル、ペルー、アルゼンチン、コスタリカ、ホンジュラス、フランス領ポリネシア、フィジー、インドネシア、フィリピン、台湾、韓国、ベトナム、タイ、サモア、中国

(2)　認定を行う事業所の所在地

アメリカ合衆国　カリフォルニア州　ベンツラ　カシタスパスロード六五〇〇

○農林水産省告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市黒川字廣蔵四八の二、五〇の二、一二九の二、字眞竹一七四、二〇九、字黒松八三五の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字大岩二二四五、二二四六の一、二二四六の二、字奥ノ丸二八五六、二八六九、二八七〇、二八七一の二、二八七一の三、字石堂三二七七の二、三二七八の一